

専決処分について

大竹市一般会計において補正を行うことについて、令和7年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月30日

大竹市長 入山 欣郎

令和7年度大竹市一般会計補正予算（第11号）

令和7年度大竹市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,693,390千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,288,721	20,000	3,308,721
	1 国庫負担金	1,464,496	20,000	1,484,496
15 県支出金		1,142,210	10,000	1,152,210
	1 県負担金	718,503	10,000	728,503
18 繰入金		2,085,532	10,000	2,095,532
	1 基金繰入金	2,067,411	10,000	2,077,411
歳入	合計	20,653,390	40,000	20,693,390

歳 出

(単位 :千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 民生費		6,248,760	40,000	6,288,760
	2 児童福祉費	2,793,300	40,000	2,833,300
歳 出	合 計	20,653,390	40,000	20,693,390

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	3,288,721	20,000	3,308,721
15 県支出金	1,142,210	10,000	1,152,210
18 繰入金	2,085,532	10,000	2,095,532
歳入合計	20,653,390	40,000	20,693,390

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	6,248,760	40,000	6,288,760	30,000			10,000
歳出合計	20,653,390	40,000	20,693,390	30,000			10,000

2 歳入
 (款) 14国庫支出金

(項) 国庫負担金

(単位 :千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	1,444,728	20,000	1,464,728	2 児童福祉費国庫負担金	20,000	施設型給付費等国庫負担金 20,000
計	1,464,496	20,000	1,484,496			

(款) 15県支出金

(項) 県負担金

2 民生費県負担金	595,290	10,000	605,290	2 児童福祉費県負担金	10,000	施設型給付費等県負担金 10,000
計	718,503	10,000	728,503			

(款) 18繰入金

(項) 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	246,218	10,000	256,218	1 財政調整基金繰入金	10,000	財政調整基金繰入金 10,000
計	2,067,411	10,000	2,077,411			

3 歳 出

（ 款 ） 3 民生費

（ 項 ） 2 児童福祉費

（ 単位：千円 ）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
5 保育委託費	570,827	40,000	610,827	30,000			10,000	18 負担金、補助及び交付金	40,000	502 施設型給付事業 負担金、補助及び交付金 施設型給付費等負担金	40,000 40,000 40,000
計	2,793,300	40,000	2,833,300	30,000			10,000				